

令和6年度第3回公立大学法人滋賀県立大学役員会議事録

日時・場所：令和6年7月16日（火）15:30～17:00 評議会室

出席者：井手理事長、宮川副理事長、小泉理事、松岡理事、中嶋理事、林理事、高橋理事、山本監事、元永監事

事務局：澤野事務局次長、真溪総務課長、高木財務課長、寺村経営企画課長、川分学生・就職支援課長、郡田教務課長、小椋地域連携・研究支援課長、堀江高等専門学校開設準備室長、前田課長補佐、横田主査

議事に先立ち、井手理事長から令和6年度一般選抜試験（後期日程）における出題誤りに関する報告とお詫びがあった。

令和6年度第2回公立大学法人滋賀県立大学役員会議事録（案）は、原案どおり承認された。

議 題

（審議事項）

1 令和6年度補正予算（案）について

井手理事長から高専施設整備事業に関して前回の役員会からの経過について報告があった後、高木財務課長から資料に基づき説明があり、原案のとおり承認された。

〔主な意見・質疑等〕

・人件費の高騰を加味した予算になっているか。また、監理費も含んだものとなっているか。

⇒複数の事業者からヒアリングを行い、実勢価格を踏まえた予算になっている。本補正予算は設計のみであり、監理費は含んでいない。

・契約から納期までの設計期間はPFI方式と比較してどうなのか。

⇒PFI方式とほぼ変わらない。

2 「公立大学法人滋賀県立大学物品等または特定役務の調達手続の特例を定める規程」の改正について

高木財務課長から資料に基づき説明があり、一部修正のうえ、承認された。

〔主な意見・質疑等〕

・公立大学法人は国に準ずる機関でないにもかかわらず「総務大臣の定める要件」という文言が唐突に出てきており、違和感がある。何を指すのかわかりづらいので第2条に特定調達契約の定義を規定すべきではないか。

⇒第2条で定義を規定すると、第3条の大部分を第2条に移す必要が生じるので、第14条の「総務大臣の定める要件」のところを、同要件を定めた政令の条項を明記する形で修正したい。

（報告事項）

1 令和5年度監事監査結果報告について

山本監事から資料に基づき報告があった。

2 公立大学法人滋賀県立大学における組織体制の強化について

宮川副理事長から資料に基づき報告があった。

[主な意見・質疑等]

・現在の高等専門学校開設準備室の人員体制は十分なのか。

⇒令和4年度に設置されて以降、人数は年度ごとに増えている。来年度以降も順次増員される見込みである。

3 本法人の障害者雇用の現状について

真溪総務課長から資料に基づき報告があった。

[主な意見・質疑等]

・精神障害、重度身体障害、知的障害など様々な方がおり、職場定着に課題を抱えておられる。どのような業務をお願いするかを事前に明確にしておかないと大学側の希望と被雇用者の適性との間にミスマッチが生じる可能性がある。

職場定着のためのスキルアップのプログラムや施設そのものの整備、周囲の職員の理解も必要である。

また、コミュニケーションと人間関係で悩む方が多いので、健康相談室やカウンセラーにつなげることができればサポートになると思う。

⇒現在ハローワークと相談して本人の特性を考慮しつつ、事前の職場体験を行っている。就労環境の整備等は一般の職員にとっても働きやすい職場となるので、ご意見を踏まえて学内での対応を検討していきたい。